

株式会社ホテルオークラ福岡  
代表取締役社長 水嶋 修三 様

特定非営利活動法人 消費者支援機構福岡  
理事長 朝見 行

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目5番1号カーニープレイス博多7階  
(本件に関するお問い合わせ先) 担当者 弁護士 吉原 洋  
TEL 092-771-7431 / FAX 092-715-5141



## ご結婚披露宴契約の約款に関する申入れ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当機構において、貴社の規約等を検討した結果、それらの内容の一部が消費者契約法に抵触するか又はその趣旨に照らして不相当と判断致しましたので、当機構は、貴社に対し、下記のとおり申入れを行います。

つきましては、本申入れに対する貴社のご回答を、2012年7月18日までに、書面にて当機構事務局までご送付いただきますようお願い申し上げます。

なお、本申入れは公開の方式で行わせていただきます。したがって、本申入れの内容及びそれに対する貴社のご回答の有無とその内容等、本申入れ以降の全ての経緯・内容を当機構のウェブサイト等で公表いたします。また、本申入れは、その対象としている事項以外の点について正当であること意味する趣旨ではありませんので、その点も含めてご承知おきください。

敬具

### 記

#### 第1 申入れの趣旨

##### 1 取消料と期日変更料について

取消料と期日変更料を定めた規約第5項のうち、披露宴申込日から披露宴当日の100日前までにつき、申込金全額である20万円の負担を定めていることに関し、その対象期間や負担金額に配慮して内容を改めることを求めます。

また、披露宴申込日から披露宴当日の100日前までの間の期日変更料については、キャンセルがない限り、貴社で披露宴を行うことに変わりはなく、損害も生じていないことから、その削除を求めます。

##### 2 支払いの負担者について

支払いの負担者を定めた規約第14項については、契約当事者である新郎、新婦のみが支払義務者であることが明確になるよう、表現を改めることを求めます。

## 第2 申入れの理由

### 1 取消料と期日変更料について

#### (1) 取消料及び期日変更料を定めた条項の法的性格について

取消料は、披露宴の契約を取り消す際に要する費用であり、期日変更料は、一旦定めた披露宴の日時を変更する際に要する費用と考えられます。

披露宴契約は、消費者である利用者と事業者である貴社との間で締結される消費者契約(消費者契約法2条3項)に該当しますが、前記の取消料や期日変更料を定めた条項は、消費者契約の解除に伴う違約金等を定める条項です。この条項は、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、同種の消費者契約の解除に伴い、貴社に生ずべき平均的な損害の額を超える部分については無効となるというべきです(消費者契約法9条1号)。

#### (2) 前記申入れにかかる条項の対象範囲が広範に過ぎ、負担も過大に過ぎること

本件申入れにかかる条項は、披露宴申込日から披露宴当日の100日前までの取消しなどを対象とするものですが、当該条項は、披露宴申込日がいつであるかにかかわらず、申込日の翌日から披露宴当日の100日前までの取消しなどを対象としており、仮に申込日が披露宴の1年以上前であった場合にも、利用者は、申込金全額の返還を受けられないこととなります。

また、当該条項が設けられたのは、事務費用にかかる損害賠償に充てることを目的とするものと思われませんが、事務費用は主として勧誘時の費用で、勧誘費用は事業者の日常経費として計上されるもので個別契約の損害ではありません(大阪地裁平成14年7月19日付判決、金融商事判例1162号32頁)。したがって、当該費用の補填に充てるために個別契約の中で違約金条項を設けることも正当とは考えられませんし、その金額も20万円と多額であって、事務費用の範疇を超えるものと言わざるを得ないものです。

加えて、前記条項は取消料と期日変更料を同一のものとして取り扱っていますが、披露宴当日の100日前までに期日を変更する場合には、取消しと違って、貴社にて披露宴を行うことに変わりはなく、貴社は披露宴契約を維持して利益を得ることができますし、時間的余裕もあって特段の混乱を招くとも考えられません。それにもかかわらず、利用者は、申込金全額が期日変更料に充てられる結果、改めて申込金全額を負担することになりますが、その金額は20万円と多額であり、期日変更の事務処理にこれほど多額の費用は必要ないものと考えられます。

#### (3) 社団法人日本ブライダル事業振興協会の基準

この点、業界団体である社団法人日本ブライダル事業振興協会においては、365日以前の解約、延期の場合に、申込金の25%又は3万円のいずれか低い額を解約料金としており、業界水準と比較しても、披露宴申込日から披露宴当日の100日前までと対象範囲が広範なままで申込金20万円全額を没収する内容の規定は、平均的損害をはるかに超える高額契約であると思われれます。

#### (4) 小括

以上のとおり、規約第5条のうち、披露宴申込日から披露宴当日の100日前までに取消

し及び期日変更した場合に申込金全額である 20 万円の負担を定めていることは、時期の区分の点、金額が多額に過ぎる点で、平均的損害を超えており、消費者契約法 9 条 1 号により、取消料については少なくとも一部が、期日変更料については全部が、それぞれ無効になるものと言うべきですので、その改定を求めるものです。

## 2 支払の負担者について

規約第 14 条、披露宴契約の費用の支払の負担者を定めていますが、規約の表現は、契約当事者である新郎、新婦が債務不履行をした場合に、貴社が新郎、新婦以外の者へ勝手に連帯責任を強いるように見えるもので、不適切なものです。

以上より、契約当事者が新郎と新婦であることを明確にするとともに、支払義務を負うのが契約当事者のみであることが明確になるよう、規約の表現を改めることを求めます。

## 3 総括

以上の理由により、申入れの趣旨 1, 2 に記載の申入れを行うものです。

以上

(ご参考)

### 3 お申込金と契約成立

披露宴のご予約の時に申込金として金 20 万円を申し受けます。これをもって契約は成立したものといたします。なお、申込金は挙式・披露宴の内金の一部とさせていただきます。

### 5 取消料と期日変更料(一部)

すでにご契約いただいた披露宴をお取消される場合と期日をご変更される場合は、次の取消料を頂戴いたします。

日数はお申し出の翌日から起算致します。

ご披露宴申込日からご披露宴当日の 100 日前まで      お申込金全額

### 14 お支払いのご負担者

披露宴の取消料や披露宴代金のお支払いをいただかない等の場合には、勝手ながら、お支払いにはご両家の連帯負担として取り扱わせていただきますのでご了承ください。